

## 転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村で転入届をしてください。都合により転出を取りやめる場合は、必ず転出証明書と本人確認ができるものを持参して、転出取消の手続きをしてください。

### 届出できるかた

- ・「異動する本人」または「同一住所に住んでいる同じ世帯の方」、「法定代理人」です。それ以外の方が代理で届出する場合は、本人が直筆した代理人選任届（委任状）が必要となります。同一住所でも別世帯のときは、委任状が必要です。

### 新住所地での転入届に必要なもの

- ・転出証明書 又は【特例転出の場合】マイナンバーカード  
※お時間に余裕をもって転入手続きをしてください。
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、顔写真入りのものがない場合は資格確認書、介護保険証、学生証、年金手帳等から2点以上）
- ・手続きをされる方が、本人または転入先の同一世帯員でない場合は、必ず委任状が必要になります。
- ・パスポート、在留カード及び特別永住者証明書等（外国人住民の方に限る）

以下の手続きは該当される方のみ必要になります。

対象者	若狭町での手続き	担当課	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	印鑑登録証（カード）をお返しくください。転出（予定）日をもって印鑑登録が廃止となります。	税務住民課及び上中窓口	必要な方は住民登録担当課で印鑑登録をしてください。
国民健康保険に加入している方	資格確認書をお返しくください。転出（予定）日をもって資格がなくなります。	健康医療課	国民健康保険担当課で加入手続きをしてください。
国民年金に加入している方	/	/	国民年金担当課で住所変更届の必要の有無をご確認ください。
後期高齢者医療に加入している方	資格確認書をお返しくください。県外に転出される方は負担区分証明書等の交付を受けてください。	健康医療課	転入後、資格確認書が発行されます。県外に転出される方は、負担区分証明書を持参して、後期高齢者医療担当課で手続きをしてください。
介護保険に加入している方	介護保険証をお返しくください。	福祉課	転入後、介護保険証が発行されます。
介護認定を受けている方	介護保険証、負担割合証等をお返しのうえ、受給資格証明書の交付を受けてください。		介護保険担当課で、受給資格証明書を持参して手続きをしてください。

医療費助成を受けている方（障害・子ども・母子・父子）	受給者証をお返しください。 喪失届を提出してください。	福祉課	医療費助成担当課で印鑑、障害者手帳等を持参して手続きをしてください。 ※市町村によって、助成制度は異なりますので、ご確認ください。
児童手当を受給されている方	児童手当消滅届を提出してください。	子育て支援課	児童手当担当課で、認定請求書を提出してください。
児童扶養手当を受給されている方	児童扶養手当住所変更届を提出してください。		児童扶養手当担当課で、住所変更届を提出してください。
小・中学校のお子さんがおられる方	現在通学している学校で在学証明書の交付を受けてください。	教育委員会事務局	在学証明書を持参して、教育担当課で転校の手続きをしてください。
保育所の児童がおられる方	現在通所している保育所へ退所届を提出してください。	子育て支援課	保育所担当課で入所の手続きをしてください。
上下水道を利用されている方	今後利用される予定がない場合は、休止、廃止に関する使用届を提出してください。（使用届を提出されないと転出後も基本料金が発生します。）	上下水道課	必要に応じて手続きをしてください。

#### 【問い合わせ先】

##### 〔上中庁舎〕

- ・ 上中窓口 TEL:0770-62-2700 FAX:0770-62-2710
- ・ 福祉課 TEL:0770-62-2703 FAX:0770-62-1049
- ・ 子育て支援課 TEL:0770-62-2704 FAX:0770-62-1049
- ・ 教育委員会事務局 TEL:0770-62-2730 FAX:0770-62-2732
- ・ 健康医療課 TEL:0770-62-2708 FAX:0770-62-1049

〒919-1592

福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地

##### 〔三方庁舎〕

- ・ 税務住民課 TEL:0770-45-9106 FAX:0770-45-9107
- ・ 上下水道課 TEL:0770-45-9103 FAX:0770-45-9119

〒919-1393

福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地